# 第5節 医療に関する情報提供

# 1 患者の医療に関する選択支援

#### 現状

#### 1 医療機能情報の提供

医療機関(病院,診療所,助産所)の管理者は、医療法に基づき、医療機能に関する情報を都道府県知事に報告することが義務付けられており、本県では、報告された医療機能情報を救急医療情報ネットワークシステムに登録し、インターネットを通じて情報提供することにより、住民や患者による医療機関の適切な選択の支援を行っています。

文字の大きさ 小 標準 大 救急医療NET HIROSHIMA お医者さんをさがす 今、受診できる医療機関を 診療科目ごとにさがせます 薬局をさがす a 近くからさがす 近くからさがす 休日当番薬局 地域からさがす ₹ 自宅を登録 #8000 リンク集 関係者ログイン 2016/05/27 【薬局向け】広島県医療機能調 休日·夜間診療ダイアル

図表 2-5-1 広島県救急医療情報システム トップページ

図表 2-5-2 医療機能情報報告率

病院 (243 施設)		診療所 (2, 494 施設)		歯科診療所(1,525 施設)		助産所(46 施設)		全 体
報告数	報告率	報告数	報告率	報告数	報告率	報告数	報告率	報告率
234	96. 2%	2, 223	89. 1%	1, 324	86. 8%	33	71. 7%	88. 5%

出典:広島県救急医療情報システム(平成29(2017)年10月1日現在)

# 2 患者視点に立った医療の提供

医師や看護師等の医療従事者は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努める必要があります。患者や家族等と医療機関の信頼関係の構築には、医療機関における相談支援体制を整備することが重要であり、県内医療機関において医療に関する相談窓口を設置している割合は、病院で約87%、診療所(歯科診療所を除く)では約9%となっています。

また、病気の診断や治療法が適切かどうか、主治医以外の医師から意見を聴きたいと考える患者も増えています。県内の医療機関において、セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供・診察等を行っている割合は、病院で約54%、診療所(同上)では約30%となっています。

図表 2-5-3 医療相談窓口設置医療機関・セカンドオピニオン対応医療機関

区分	病 院(243 施設)		診療所(歯科診療所を除く) (2, 494 施設)	
医療に関する相談窓口を設置している医療機関	212	87. 2%	233	9. 3%
セカンドオピニオンのための診療情報を提供・診察を している医療機関	132	54. 3%	740	29. 6%

出典: 救急医療情報システム (平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在)

#### 課題

#### 1 医療機能情報の提供

住民や患者が自分にあった医療サービスを適切に選択できるよう、医療機関からの医療機能情報の報告率を向上させ、客観的かつ正確な情報をわかりやすく提示していく必要があります。

## 2 患者視点に立った医療の提供

患者が納得した医療を受けるためには、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンを充実する必要があります。規模の小さな医療機関では、医療従事者の人数などの制約もあり、専用の窓口を設けることは難しい状況にあるため、医療機能情報の報告率を更に上げることなどにより、患者が情報を入手しやすい環境を整えるなど、医療の選択の支援をしていくことが必要となります。

#### 目標

#### (医療機能情報の提供)

住民や患者が必要な医療機関の最新情報を,正確に取得できるよう,医療機関からの医療機能情報の報告率を向上させます。

指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典
医療機能情報の報告率	医療サービスの選択を 支援する。	(H28) 88.5%	報告率の向上	救急医療情報システム

## 施策の方向

#### 1 医療機能情報の提供

医療機関に対して、医療機能情報の定期的な報告を求め、県への報告が確実に実施されるよう指導するとともに、住民や患者の医療機関等の適切な選択に資するよう、救急医療情報ネットワークシステムを広く周知し、積極的な活用の促進を図ります。

## 2 患者視点に立った医療の提供

医療の提供に当たって、患者の意向が十分に尊重され、選択や同意が適切に行われるよう、医療機関への立入検査等の機会を通じて、インフォームド・コンセントの周知徹底を図ります。

また、県医師会等の関係団体と連携し、医療機関における相談支援体制の充実に向けた情報提供、セカンドオピニオンの普及・啓発を図っていきます。

章

## 現状

# 1 医療ネットワークの推進

2 ICTを活用した診療支援

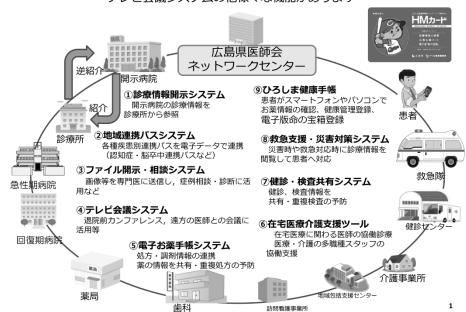
県と県医師会は、地域における医療機関の連携を促進するため、平成 25(2013)年6月に診療情報を効率的に利用する「ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)」の運用を開始しています。

HM ネットでは、基幹病院の診療情報を診療所等が参照する機能に加え、電子お薬手帳や在宅医療介護の多職種の連携等の機能を拡充し、県民が自身の健康管理登録を行う簡易版 PHR「ひろしま健康手帳」の仕組みも構築しています。

近年は、救急隊での傷病者情報把握や、病院が地域で連携して胃がん検診画像の二重読影などに、HMネットを活用する取組も進んでいます。

# HMネットの機能について

~テレビ会議システムの他様々な機能があります~



#### 2 オンライン診療の推進

令和2(2020)年4月10日に厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を発出し、時限的に初診でもオンライン診療を許可し、それには電話での診療も含めることを示しました。

#### 課題

#### 1 医療ネットワークの推進

近年,目覚ましく発展しているICTやAIなどデジタル技術を更に活用して,診療情報の提供をはじめ,適切な医療サービスを効果的・効率的に提供することが期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大で、医療現場では適切な感染症対策が求められ、Web 会議システムなどの活用による非対面・非接触の連携体制の構築が急務となっています。

さらには、医療情報等の症例を集積し、治療研究等への活用が期待されています。

#### 2 オンライン診療の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、オンライン診療・服薬指導を行う医療機関は増加しましたが、今後、医学的な安全性や情報セキュリティーの確保が求められます。

#### 目標

# 1 医療ネットワークの推進

HM ネットを介して、医療機関や個人の診療・健康情報等の共有・連携・活用を図ります。(HM ネットの加入拡大、DX(デジタルトランスフォーメーション)による高付加価値化の創造を図る。)

#### 2 オンライン診療の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、時限的・特例的に実施されているオンライン診療について、実用性と実効性、医療安全等の観点から検証を行い、その結果を踏まえて、地域医療情報連携ネットワーク(HM ネット)の活用などにより、オンライン診療・服薬指導の普及を図り、効率的な医療提供体制を整備します。

指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典
オンライン診療料届出 医療機関の割合	20年後に、全医療機関の90%の医療機関がオンライン診療をできる環境を整備している。	6.3% (R2.1~ 8月末)	[R5] 17%	中国四国厚生局
オンライン服薬指導を 行う薬局の割合	オンライン診療料届出医療機関の 6割の薬局がオンライン服薬指導 をできる環境を整備している。	2.1% (R2.1~ 8月末)	[R5] 10%	中国四国厚生局

#### 施策の方向

#### 1 医療ネットワークの推進

HM ネットについては、医療機関等のニーズに応じた機能強化により魅力を高めることで、参加施設数の拡大につなげ、拡大がさらなる機能強化を導くという好循環を実現し、医療介護分野の強固なネットワークを構築します。

HM ネットの診療情報等は、医療の高度化や治療研究等への活用が期待される貴重な情報資産であり、これを活かして AI 医療等を実現していくとともに、その便益が県民や関係機関に還元される仕組みを構築します。

これらの取組については、医療・介護等の関係団体や、医療機関、介護保険事業所、行政、保険者、 消防、大学等の関係機関が、地域単位で主体的に推進します。

#### 【必要な取組】

- 健康づくり (健康経営等)
- 診療情報の共有(診療情報の集積・共有等)
- 地域医療の支援(診療支援(遠隔画像診断等)や人材育成支援等)
- 医療費適正化(健(検)診データの情報共有等)
- 救急・災害等の備え(患者基本情報の閲覧システム等)
- 医療介護連携の促進(多職種でのオンライン情報共有等)

#### 2 オンライン診療の推進

医療安全等の検証及び HM ネットの活用について,モデル事業の実施,関係機関との連携などにより,オンライン診療・服薬指導の普及を図ります。